

**公立大学法人奈良県立医科大学教務事務システム構築業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要領**

1 趣旨

公立大学法人奈良県立医科大学（以下「本学」という。）が教務事務システム構築業務（以下「業務」という。）を効率的に実施するにあたり、十分な経験と専門知識及び技術を有する事業者に委託するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

「公立大学法人奈良県立医科大学教務事務システム構築業務」

(2) 事業主体

公立大学法人奈良県立医科大学

(3) 募集する業務内容

仕様書のとおり

(4) 提案上限額

74,995,000 円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

ただし、令和 6 年度に実施するシステム設置に要する金額であり、令和 7 年度以降に保守に要する金額は含んでいない。

なお、この金額は予定価格を示すものではなく、提案の規模を示すものであるが、見積書の金額はこれを超えないこと。

(5) 業務場所

奈良県橿原市四条町 840 番地

公立大学法人奈良県立医科大学

(6) 業務の期間

契約日から令和 7 年 3 月 31 日

(7) 保守管理業務

令和 7 年度～12 年度は選定業者と企画提案の見積金額に基づき協議のうえ、契約する。

3 プロポーザルの性格

本プロポーザルは、公募型方式により行う。

本プロポーザルは与えられた条件下において、システムの操作性や機能性、参加者の企画力や具体的な事業実施に関する実力等を「提案」を通して公正な評価をし、委託業者を選定するものである。

したがって、公立大学法人奈良県立医科大学教務事務システム構築業務の実施にあたっては、必ずしも委託業者の提案どおりの内容で実施するものではなく、具体的な作業の実施は大学との共同作業により進めるものである。

4 参加資格要件

参加者の資格要件は、次に掲げるすべての項目を満たすこと。参加資格要件は、参加資格申請書の提出日を基準日とする。ただし、審査結果の決定日までに要件を欠く事態が生じた場合には、失格となる。

(1) 公立大学法人奈良県立医科大学物品購入等の契約に係る停止取引等措置要領に基づく取引停止等の措置（奈良県の入札参加資格停止の措置を含む。）期間中でないこと。

(2) 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格者で、営業種目Q「役務の提供」2「電算業務」に登録している者であること。

(3) 以下の項目（ア～オ）のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

(4) 過去5年以内に、学生数1,000人以上かつ医学部を有する国公立大学に納入実績を有すること。

5 説明会の開催

本プロポーザルの実施にかかる説明会を以下のとおり、実施する。

なお、本説明会の参加は任意であり、選考結果には関係しない。

(1) 申込方法

説明会参加に係る申込書（様式1）をメールにより、令和6年4月23日（火）17時までに本要領15に記載する提出先まで提出すること。

(2) 日時

令和6年4月25日(木)10時00分～

※9時30分から受付開始

(3) 場所

公立大学法人奈良県立医科大学 大学本部棟3階 小会議室

6 参加手続き等

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意のうえ、(1)提出書類にある①～⑨をすべて提出すること。なお、提出された書類は一切返却しない。

(1) 提出書類

- ① 参加資格申請書(様式2)
- ② 業務実績証明書(様式3)
- ③ 誓約書(様式4)
- ④ 要件確認書(様式5)
- ⑤ 提案書(様式6)
- ⑥ 本要領4(2)及び(4)を確認できる各書面の写し
- ⑦ 事業書の概要(様式任意)
- ⑧ 導入費用見積書(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)A4サイズ、縦
- ⑨ 保守費用見積書(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)A4サイズ、縦

(2) 提出方法等

上記(1)提出書類にある①～⑨について、すべて持参により、本要領15に記載する提出先まで提出し、別途、電子データとしてメールでも提出すること。

なお、提出書類の⑤,⑧,⑨については、書面で正本1部、副本20部提出すること。企画提案者名については、正本のみ記載することとし、副本には記載しないこと。

(3) 提出期限

令和6年5月22日(水)17時

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加資格申請書の提出期限時点で行い、その結果は通知書により、令和6年5月27日(月)までに参加資格申請者に通知する。

6 要件確認書(様式5)の記載内容及び留意事項

要件確認書(様式5)に各機能の対応状況を記載すること。

対応状況を「C」と記入した機能については、どのように対応するのかを詳細に記載すること。その他アピールポイントや注意点等がある場合は必要に応じて記載すること。

7 提案書（様式 6）の記載内容及び留意事項

提案書（様式 6）は、A4 版とし、以下の記入事項について具体的な考え方をわかりやすく記載し、提案すること。

（1）会社の概要（様式任意）

プライバシーマークの取得状況などを含めて記載すること。

（2）納入実績

過去 5 年以内に、学生数 1,000 人以上かつ医学部を有する国公立大学に納入実績について、契約年月日、契約期間、契約相手方等を記載すること。

なお、契約書（写）も添付すること。

（3）実施体制

ア プロジェクト体制

本システムのプロジェクトの実施体制図をわかりやすく図で表記すること。

また、システム導入を担当する人員のこれまでの実績と本業務における役割分担などを記載すること。

イ 実施スケジュール（様式任意）

令和 7 年 4 月から本格稼働するためのスケジュールについて、業務改善・開発・製造・テストなどの工程ごとに必要となる期間と本学と貴社の作業分担を明示して提案すること。

ただし、令和 7 年 3 月 1 日まではすべての機能が本稼働できるスケジュールとする。

ウ データ移行について（様式任意）

既存システムからのデータ移行方法や作業工程、スケジュールについても提案すること。

（4）提案概要

ア システムの基本的な考え方及びコンセプト

基本的な考え方やコンセプトなど提案のポイントを具体的に提案すること。

イ システムの特徴

システムの特徴、他社に比べた場合の優位性等あれば記載すること。

例：業務改善サポート、コスト削減など

（5）運用管理・保守業務支援（様式任意）

ア システムを安定して稼働させるための教職員向け操作指導體制や障害発生時の対応体制など運用管理、保守業務について提案のこと。

イ システムの運用管理、保守業務について、本学の負担が軽減される提案、運用管理・保守業務の費用及び将来のカスタマイズ費用を安価に抑えられる等の提案を記載のこと。

(6) ハードウェア (様式任意)

ア システム機器の構成

システム全体の構成図・ハードウェア・基本ソフトウェアの構成等を記載すること。

イ セキュリティ

バックアップ機器の構成や安定稼働のための対策 (冗長化・セキュリティ対策・負荷分散対策等) などセキュリティ性が高いシステムとなるための提案を記載すること。

(7) ソフトウェア

以下のア～エについて、以下の項目も含めて詳細に記載すること

ア システム全般 (メニューや操作画面、ポータルサイト画面等のデザイン、レイアウト、操作性等)

イ 入試機能

ウ 学生支援機能 (学納金システム及び証明書自動発行機等)

エ 学務機能 (担当者の負担軽減、LMS、実習等の評価表のポートフォリオ化)

(8) その他 ※ (4) 提案概要に記載すること

ア 本学の要求仕様以外で、本学の業務改善につながる有益な提案があれば記載すること。

イ 想定される問題点や配慮すべき点等があれば、記載すること。

(9) 取扱い

提出書等の取扱いについては次のとおりとする。

ア 提案書等の著作権は提案者に帰属し、7 (9) イの場合、提案書等を無償で使用する権利を本学が持つものとする。

イ 提案書等は、委託業者の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。

ウ あらかじめ提出している提案書以外の使用を認めない。

エ プロポーザルの実施のために本学が作成した資料は、本学の了解なく公表、使用することはできない。

オ プロポーザルは委託業者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、本学と協議を重ねながら設置等を行うため、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

8 見積書

初期導入経費や保守費用に要する経費の見積書を作成すること

(1) 導入費用見積書 (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

本業務委託における見積額 (税込) 及びその内訳、積算等を詳細に分けて積算すること。

(2) 保守費用見積書 (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

令和7年度～12年度のシステム保守に要する一切の費用を積算し、詳細に分けて積算すること。

9 プレゼンテーション

提案書の内容について、以下のとおりプレゼンテーションを実施する。

(1) 日時

令和6年6月上旬頃 ※詳細な日時は別途各提案者に通知する。

(2) 場所

公立大学法人奈良県立医科大学
〒634-8521 奈良県橿原市四条町 840 番地

(3) 時間

1 提案者につき 45 分（プレゼンテーション 30 分、質疑応答 15 分）

(4) 留意事項

- ① 会場に入室する者は、1 事業者につき 4 名以内とする。
- ② プレゼンテーションに参加しない場合は失格とする。
- ③ 災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される事由なく指定された時刻に遅れた場合は失格とする。
- ④ 公平性を期するため、提案者が特定できるプレゼンテーションを行わないこと。
- ⑤ 提案内容がすべて網羅できない場合でも、30 分で打ち切り、質疑応答を行うものとする。

10 提案書の選定方法及び結果の発表

(1) 提案書の選定方法

ア 本学が選任する評価委員会により評価を行う。（2）の評価項目で採点を行い、最も評価の高い提案者を委託予定事業者として選定する。

なお、合計点が同点の場合は、提案内容に対する評価が上回る者を選定する。

イ 合計点が2番目に高かった提案者を補欠委託事業者とし、委託予定事業者が辞退した場合は、補欠委託事業者が委託事業者とする。

(2) 提案書を選定するための評価項目

- ① 提案内容に対する評価 [80%]
 - ア 納入実績
 - イ 実施体制
 - ウ 提案概要
 - エ 機能要件
 - オ 運用管理・保守業務支援
 - カ ハードウェア
 - キ ソフトウェアの機能（システム全般、入試機能、学生支援機能、学務機能）

② 見積価格に対する評価 [20%]

初期導入経費（令和6年度）、保守費用（令和7年度から令和12年度）

（3）審査結果の通知

審査結果は、審査後速やかに通知書により、提案者に通知する。

1.1 業務委託契約

審査の結果、委託予定業者に選定された者と、後日、本学契約規程等に基づき、双方協議のもと、業務委託契約を締結する。

なお、委託予定業者とは、原則として、令和7年度から令和12年度までの保守管理業務の契約の相手方とする。

また、各年度の契約金額は提案書に記載された見積金額に基づくものとし、契約にあたっては、本学の当該年度の予算が決定した後に締結するものとする。

1.2 契約の解除

契約締結後であっても以下（1）～（5）のいずれかに該当する場合は、契約を解除する。

なお、契約を解除した場合は、契約の相手方に当該解除に係る損害賠償義務が生じる。

- （1）提案書等に虚偽の記載が明らかになった場合
- （2）委託業者に重大な瑕疵がある場合
- （3）業務遂行の意志が認められない場合
- （4）業務遂行能力がないと認められる場合
- （5）契約の相手方が以下ア～オのいずれかに該当すると認められる場合

ア 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

13 留意事項

(1) 募集要領の承諾

参加申込者は、提案書の提出をもって本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 提案者の失格

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

- ア 提案書の提出期限を過ぎた場合
- イ 募集要領に定める手続き等に違反した場合
- ウ 提案書等に虚偽の記載をした場合

(3) 参加資格の喪失

提案書の提出後、提案書の選定までの期間中に指名停止等となった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。

(4) 提案の辞退

提案書を提出した後に辞退する場合は、速やかに本学まで連絡するとともに、書面にて理由を付して辞退の届出を提出すること。

(5) 提案書について

- ア 提案書提出後の追加及び修正は、理由の如何に関わらず認めない。
- イ 提出書類の作成及びプレゼンテーション等にかかる費用は、提案者の負担とする。

(6) 個人情報の取扱い

業務を処理するにあたって個人情報を取扱う場合は、仕様書20(10)に記載の「個人情報取扱特記事項」を遵守する必要がある。

(7) 実施にあたって

- ア 提案内容が必ずしもそのまま提案どおりの内容で実施されるものではない。具体的な契約内容及び委託金額等は契約締結までの公立大学法人奈良県立医科大学の手続きによって決定される。
- イ 選定された委託業者は、本学とともに公立大学法人奈良県立医科大学教務事務システム構築業務委託の一連の業務について最善を尽くすこと。
- ウ 選定された委託業者は、本業務を一括して第三者に委託し、また請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ本学の承認を受けた場合には業務の一部を委託することができる。

(8) 選定後の業務

選定後には、契約書の作成業務を要する。

14 募集スケジュール予定

内容等	日 程
公告	令和6年4月12日(金)
説明会申込締切	令和6年4月23日(火)
説明会	令和6年4月25日(木)
提案書提出期限	令和6年5月22日(水)
プレゼンテーションの実施	令和6年6月上旬頃

15 本プロポーザルに関する提出先

公立大学法人奈良県立医科大学

法人企画部 教育支援課 石田・谷川・竹尾

住所：〒634-8521 奈良県橿原市四条町840番地

TEL：0744-22-3051（内線2374・2403）

FAX：0744-25-6211

E-mail：gakuseik@naramed-u.ac.jp